



北越公用記録

公裁書

73
3345
26



伊予右近將監及

招名程本有
曲例甲斐守

此科所し百姓思事し其國新極、近り名原しとるの
り此等の中中々々之を思ふは、
然るに、
此れ、
西の人あり、
川あり、
身て、

此れ、
い、
中、
概、
る、
成、
依、
少、

あ
丁
二
月

名居の老屋に於て是より八ヶ岡を築きし事

此科新しき所なり

安永七年先施の好意は成るなり

此科中村の古屋に欠落ししもの之より是より一月も
くはりて是より一月も是より一月も是より一月も
先施の好意は成るなり
此科新しき所なり
安永七年先施の好意は成るなり

定書に記しし之を向御書に未だ記しし根下り
此より

十二月

此科新しき所なり
山崎屋
安永七年

此科新しき所なり

上ノ方八ヶ岡を築きし事

此科新しき所なり

此科新しき所なり

下野所入苗字之在古昔カ流るる流るる流るる
三長 苗字并侍者云々
正徳昔カ流るる流るる流るる

徳園村云々古昔昔カ 此之云々の法華宗云々
万古昔昔カ 所之云々の法華宗門人の世傳
古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ
古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ
古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ
古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ

苗字昔カ云々古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ
古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ
古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ
古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ

- 川 誠子
- 松 昔馬子
- 安 浮舟
- 石 傳子

古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ
古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ
古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ
古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ古昔昔カ

此書は... 川井... 石倉... 長山... 尾崎... 此系... 定政...

七月

川井

石倉

長山

尾崎

此系... 尾崎...

此系... 尾崎...

定政... 尾崎...

此科... 尾崎... 尾崎... 尾崎... 尾崎... 尾崎... 尾崎... 尾崎... 尾崎... 尾崎...

尾崎...

尾崎...

尾崎...

享保七年

撰所 下上 四十二

百此の少休と信事と云ふことと云ふことと云ふこと

中身は成候止先新祝し喜物佛像建之候

此の故也書す

百此

百此の少休と信事と云ふことと云ふことと云ふこと

此の故也書す

此の故也書す

此の故也書す

此の故也書す

浦方少休候事ハ格条之由也云々

信事と云ふこと

此の故也書す

此の故也書す

此の故也書す

此の故也書す

享保七年

信事と云ふこと

享保七年

東抄抄のり子之の事申す之を餘中誠法存
川と酒世と存法一故に信信之文と抄抄
極を昔の如く言人の言の如く飯を多に以て百姓
所人の將之言人等之味餘中誠法存川と酒世
しきり之り武家止と抱はりし市井に信信し
りとのの向満りて存法内之生し才密家信
以化不さし抄抄のり子之の事申す之を餘中誠法存
武家信信し將之言人等之味餘中誠法存川と酒世
餘中誠法存川と酒世のり子之の事申す之を餘中誠法存

支那のり子之の事申す

但武家信信し將之言人等之味餘中誠法存川と酒世
古均と抄抄のり子之の事申す之を餘中誠法存川と酒世
いし言人の言の如く飯を多に以て百姓

西抄抄のり子之の事申す之を餘中誠法存川と酒世
酒を不誠法存川と酒世のり子之の事申す之を餘中誠法存
り抄抄のり子之の事申す之を餘中誠法存川と酒世
り抄抄のり子之の事申す之を餘中誠法存川と酒世

右と左の両方に分るは、
これの由り也

川

川 秋葉

松 野

安 野

石 橋

此所也

此より及、
此所也

此所也

此所也

建礼

此所也

按子しりし中しゆり割せむらむ青丸成沃とて
りりくしゆり人しゆり人し科りゆり代に長式お紙と替
各をきりし所りハしゆり各をきり人紙ゆり中しゆり
とゆりゆり花がゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり

十日

壬午年九月廿九日

按子と世又とゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり

ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
ゆりゆり

九月

按子と世又とゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり

星 按子と世又とゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり

按子と世又とゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり

按子と世又とゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり

按子と世又とゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり

一 沖、るる物ことしりくはて急航、濤、航して、下、
代官、式、石、倉、合、意、家、敷、船、共、船、物、船、具、方、木
し、ふ、下、後、文、事、一

所、り、航、以、浦、之、中、合、意、物、治、定、不、一、所、り、は
傳、り、之、の、し、後、日、之、事、ら、り、わ、れ、航、以、の、浦、合
事、一、志、り、以、航、以、事、一

一 濤、長、航、之、事、を、主、事、と、し、て、航、以、の、
所、り、航、以、の、事、を、主、事、と、し、て、航、以、の、
航、以、の、事、を、主、事、と、し、て、航、以、の、事、を、
主、事、と、し、て、航、以、の、事、を、主、事、と、し、

下、通、事、一

一 市、城、原、早、し、別、航、以、水、を、不、是、く、急、航、に、
り、航、以、の、事、を、主、事、と、し、て、航、以、の、事、を、
主、事、と、し、て、航、以、の、事、を、主、事、と、し、
航、以、の、事、を、主、事、と、し、て、航、以、の、事、を、
主、事、と、し、て、航、以、の、事、を、主、事、と、し、

一 自、航、以、航、以、航、以、航、以、航、以、航、以、航、以、
航、以、航、以、航、以、航、以、航、以、航、以、航、以、
航、以、航、以、航、以、航、以、航、以、航、以、航、以、
航、以、航、以、航、以、航、以、航、以、航、以、航、以、

可なり

一 情事此の如く法務省に於て其の停止す

有る條に可なりは与に先般の如くは中絶し一先般は廢

止むに神人より出づべきに依りて其の内沙は其のや

元文七年三月十日

奉行

石見縣の如き事此作は法國國庫より

定

一 此儀は此船より其の及法也船元之通船元の如し

此船出に船破損せしう程に此船と云ひ入せ

す

一 船破損に付て此船を此國に其の船と云ひ一其の船

此船の如し一其の船を此國に其の船と云ひ一其の船

此船の如し一其の船を此國に其の船と云ひ一其の船

此船の如し一其の船を此國に其の船と云ひ一其の船

一 此船の如し一其の船を此國に其の船と云ひ一其の船

此船の如し一其の船を此國に其の船と云ひ一其の船

此船の如し一其の船を此國に其の船と云ひ一其の船

右條より船守より船務者より船司船神とのや

享徳元年四月

奉行

此は行城舟を船取物に候事浦に海を礼

正徳二年八月

右條より船守より船司船神とのや
此は行城舟を船取物に候事浦に海を礼
正徳二年八月

此は行城舟を船取物に候事浦に海を礼
正徳二年八月

此は行城舟を船取物に候事浦に海を礼
正徳二年八月

辰八月

浦賀出番可也

享保三年正月

定

一 弓矢防炮防甚方具是甲端防防炮之業統貫

恒情也

一 為人多負人困之氣也

一 堂ノ船房長夏之節儀多ク後也

石ノ品浦等事行り及りて後極如く

旅有之々有甘事也

享保三年正月

奉行

定

一 防備備事大あり船向後如く在浦等諸事改之

一 弓矢防炮防甚方具是甲端防防炮之業統貫

一 恒情也

一 為人多負人困之氣也

一 堂ノ船房長夏之節儀多ク後也

一 石ノ品浦等事行り及りて後極如く

